

2015.7.15

「基礎的な日本語能力」について

本事業を実施する上で、サービス提供先（顧客宅）のニーズの最大化を図るよう工夫することは重要であると考えます。一方で、本事業の実施形態が特定機関（受入れ企業）とサービス提供先（顧客宅）との請負契約により実施されることを踏まえると、特定機関内における受入れ外国人と日本人従業員とのコミュニケーションが非常に重要になってくると考えられます。

そのため、受入れ外国人が具備すべき要件の一つとして、一定程度の日本語のコミュニケーション能力を有していることが必要ではないかと考えます。

こうしたことを理由として、基本的な日本語を理解することができると思われる N4 程度を求めることと提案したものである。